

第2期芦屋市子ども・若者計画

第2期芦屋市子ども・若者計画に関する進行管理調査表(令和6年度実績)

資料 2 - 1

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(1)社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策		①健康な身体の育成と基本的な生活習慣の形成のための支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.2「家族の絆を深める体験ができる場の提供【重点】」No.5「わくわく冒険ひろば」No.6「子育て井戸端会議」No.7「子育て講演会、講座」No.8「子育てグループの育成」 コロナ禍で参加人数の制限をかけていた参観日や、運動会、発表会の制限を緩和し、こどもの育ちを家族で共感できる機会となるようにした。今後も感染症対策を講じながら実施していく。 保育システムを導入し、日中のこどもの様子を複数の家族で共有できるようにした。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.2「家族の絆を深める体験ができる場の提供【重点】」No.5「わくわく冒険ひろば」No.6「子育て井戸端会議」No.7「子育て講演会、講座」No.8「子育てグループの育成」
2	人権・男女共生課	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」 子育て中の父親を対象に、男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とする講座・事業を6企画12回実施した。アンケート結果では講座内容に対する満足度がいずれも高く、事業に参加する父親同士の交流も促すことができた。今後も引き続き、父親が家庭での育児・家事に関わる機会が増えるきっかけとなるような講座やイベントを企画し、父親同士の交流の機会も提供する必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」
3	こども家庭・保健センター	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」 沐浴クラス6回実施 延べ136人参加(うち男性62人)定員を増加し、積極的に周知する。教室参加者が相談できる場として活用。 パパママクラス4回実施 延べ106人参加(うち男性63人)より関心を持ってもらえるような教室の内容に変更し、積極的に周知する。教室参加者が相談できる場として活用。 No.4「ヘルスアップ事業 健康ポイント(新規)」 令和6年10月4日～令和7年2月28日実施 624人参加 より多くの市民に参加してもらうことで、健康無関心層を減らし、健康寿命延伸を目指す。 No.9「親と子どもの健康教育」 もぐもぐ離乳食教室12回実施 親子161人参加 試食再開し食の体験の機会を確保することが出来た。 かみかみ離乳食教室4回実施 親子58人参加 離乳食後期の教室を新規で開催し、試食提供を行い、食の体験の機会を確保することが出来た。 幼児の食事とおやつ教室2回実施うち1回は子育てセンターと共催 親子40人参加 試食を通じて、食の体験の機会を確保することが出来た。1回は予約不要で実施することで食育に無関心の人へアプローチすることができ、きっかけづくりとなった。 No.17「栄養相談」 24回実施 20人参加 来所だけではなく電話相談にも対応することで、乳幼児の食に関する親の疑問や不安に対応することができた。 No.18「Goodバランスアップ教室」 1回実施 親子10人参加 対面での事業に変更し、調理実習を通じて食の体験の機会を確保することが出来たが参加人数が少ないことから今後の幼児期の食育の事業展開の検討が必要。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.4「ヘルスアップ事業 健康ポイント(新規)」No.9「親と子どもの健康教育」No.17「栄養相談」No.18「Goodバランスアップ教室」

4	保健安全・特別支援教育課	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.3「学校給食の充実【重点】」No.14「学校における食育の実施」No.15「学校の食に関する指導者の充実」No.16「学校における健康診断」 「学校給食衛生管理基準」「芦屋市学校園における感染症対策ポイントマニュアル」に沿って、感染対策を講じながら学校給食を実施している。マスクの徹底と班の人数の見直し、会話を控えて喫食する等調理実習をはじめ、教育活動全体を通じての食育授業・食育体験は感染対策優先の授業形態に変更して実施している。毎月行われる献立研究会では、各校の栄養士が情報交換を行いながら安全安心な給食の質の向上に努めている。 今後も新型コロナウイルスの感染状況に応じて、子どもたちが安全安心できる教育活動を引き続き実践していく必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.3「学校給食の充実【重点】」No.14「学校における食育の実施」No.15「学校の食に関する指導者の充実」No.16「学校における健康診断」
5	児童センター	No.7「子育て講演会、講座」No.10「環境・食育講座」No.11「ミニ講演会の開催」 「幼児期の自己肯定感の育て方」をテーマに子育て講演会を開催し23名が参加。考えるお母さん講座では、「授乳と離乳食のモヤモヤ解決講座」をテーマに開催し10名が参加。今後も育児支援事業として、保護者が健全な子育てができるようなテーマで学習できる機会を提供していく。
	実施事業	No.7「子育て講演会、講座」No.10「環境・食育講座」No.11「ミニ講演会の開催」
6	公民館	No.12「子育てに関する公民館講座」No.13「教育問題講座及び講演会」 子育て支援施策として以下の事業を実施した。芦屋市PTA協議会と共催で家庭教育セミナー「子育てのための賢い税金戦略」を開催し、55人の参加があり、教育資金などに関わる熱心な質問が出ていた。またホール事業として、未就学児から参加できるクリスマスコンサートを行った。出演者は文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された神戸女学院大学音楽学部の授業「音楽によるアウトリーチ」により実践的な学びとして各所で講演を行う同大学卒業生で構成される音楽ユニットで、幼児とともに保護者もリラックスして楽しめる和やかなコンサートとなった。228人の入場者があった。
	実施事業	No.12「子育てに関する公民館講座」No.13「教育問題講座及び講演会」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(1)社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策		②「共生」の心を育み認識を深める教育
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	人権・男女共生課	No.19「人権擁護事業【重点】」 人権啓発事業でチラシを配布するなど、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及びLGBT電話相談の啓発・周知を図り、性的マイノリティに対する理解の拡大につながる取組を行うことができた。性的マイノリティに対する啓発やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知を図っていく必要がある。市内事業所及び市内医療機関に対して、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の広域的な周知を図るなど、性的マイノリティに対する理解の拡大につながる取組を行うことができた。人権擁護委員と連携し人権教室を実施していく必要がある。人権教室の実施校を増やすことで受講者が増加し、効果的な啓発ができた。インターネット上等の差別的な書き込みに対して、対応をしていく必要がある。 No.20「人権啓発事業【重点】」 日々の生活と人権を考える集い事業は、「平和」をテーマに講演会を実施し、紛争地・被災地の状況に対する理解を深め、平和意識の醸成を図ることができた。職員人権研修は、講義を記録したDVDの視聴などコロナ感染対策と参加しやすい形式を取り入れ、受講者増につながった。関係課等と連携を図り、相互に情報交換や連絡調整をしながら、あらゆる人権課題について市民への啓発や職員の意識向上を進めていく必要がある。 No.24「平和施策」 市民から寄贈いただいた貴重な平和資料を「たゆまぬ平和への歩み」展などで活用し、市民の平和意識の醸成に努めた。芦屋市内に残る戦争の史跡について広報特集で取上げ、市民の平和意識の醸成に努めた。戦争体験者が減少していく中で、戦争を知らない世代に、あらゆる機会を通して戦争の悲惨さや平和の大切さについて継承していく必要がある。
	実施事業	No.19「人権擁護事業【重点】」 No.20「人権啓発事業【重点】」No.24「平和施策」
2	保健安全・特別支援教育課	No.21「みんなでキャンプ」No.22「防災教育推進事業」 「みんなでキャンプ」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止した。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら事業実施内容等を検討していく。
	実施事業	No.21「みんなでキャンプ」No.22「防災教育推進事業」
3	社会教育推進課	No.23「人権教育の推進」 芦屋市人権教育推進協議会への活動助成金交付や、研究大会の開催を支援した。また、人権教育啓発のため「二十歳のつどい」で啓発グッズを配布した。
	実施事業	No.23「人権教育の推進」
4	上宮川文化センター	No.25「隣保館事業」 エクセル講座等、幅広い内容のパソコン教室を実施した。今後も参加者のニーズに沿った内容を検討していく。
	実施事業	No.25「隣保館事業」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(1)社会的自立に向けた「生きる力」の育成
施策		③考える力や創造性を伸ばす教育
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課 学校支援課	No.26「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)【重点】」No.27「トライやる・ウィーク【重点】」No.29「学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン」No.30「チューターの配置」No.31「理科推進員の配置」No.32「国際理解教育推進事業」No.33「地域の歴史・文化を観察、調査する活動」No.34「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」No.35「環境教育推進事業」No.36「自然学校推進事業」No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」No.38「学校間交流」 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、全小中学校において各校の実態、子どもたち個々人の特性に応じた学びの推進を図っていく。算数・数学の学習指導員(チューター)、小学校の理科推進員、教育ボランティア等の指導補助員については、今後も継続して配置し、主体的に学習に取り組むことができる学習環境と個に応じた指導の徹底を引き続き図っていく。市内教職員による探究的な学び研究推進チーム「ONE STEPpers」を中心に、先進校に視察訪問したり、専門家に指導助言をいただきながら研究を進めた。引き続き研究推進する。学校図書館の整備を行い、学校図書館を利用した授業実践が行えるよう取組をすすめている。主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTの効果的な活用も含め実践研究を行ってきた。個に応じたきめ細かな指導のためのチューター配置、理科推進員の配置による授業の活性化、ALTの配置や日本語指導の充実を図る取り組み、自然体験活動や、地域と連携しながら教育活動を進めていくことができた。引き続き、だれ一人取り残すことなく全ての子どもたちに対して、考える力と創造性、他者理解のできる豊かな人間力の向上にむけて、取組を進めていく必要がある。
	実施事業	No.26「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム芦屋っ子)【重点】」No.27「トライやる・ウィーク【重点】」No.29「学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン」No.30「チューターの配置」No.31「理科推進員の配置」No.32「国際理解教育推進事業」No.33「地域の歴史・文化を観察、調査する活動」No.34「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」No.35「環境教育推進事業」No.36「自然学校推進事業」No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」No.38「学校間交流」
2	地域経済振興課	No.28「消費者教育推進事業(新規)【重点】」 特別支援学校の高校生2年生を対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。成年年齢引き下に伴う若者の消費生活トラブル防止の啓発として、市内の5校の高校生2、3年生に啓発チラシを配布し(2270部)、そのうち1校ではNPO法人による出前講座も実施した。また、成人式会場で配布する資料の中に、若者が遭いやすい契約トラブル事例を掲載した啓発資料を同封し、啓発を行った。(543部)今後も啓発チラシの配布や出前講座の実施など若者の消費者トラブル防止の取組を行う必要がある。
	実施事業	No.28「消費者教育推進事業(新規)【重点】」
3	打出教育文化センター	No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」 社会や時代のニーズに合った一般研修・新規採用教員研修・経験者研修・ICT活用研修を実施した。引き続き、学校園のニーズを聞きながら今日的な教育課題や教職員の見識の幅が広がるような研修を計画していく。また、教員としての資質向上のために、「教職に必要な素養(豊かな人間性・人権意識等)」をもとにし、児童生徒理解に努め、心豊かな状態で子どもたちと接することができるような研修を計画していく。
	実施事業	No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(2)情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
施策		①個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校支援課	No.39「文化に関する体験学習等の充実【重点】」No.41「文化体育振興事業」 文化芸術に触れ、多様な価値観を受け入れることができるような豊かな心の育成にむけて、引き続き、総合体育大会や総合文化祭、文化芸術鑑賞などを実施していく。
	実施事業	No.39「文化に関する体験学習等の充実【重点】」No.41「文化体育振興事業」
2	国際文化推進課	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」 美術博物館・谷崎潤一郎記念館において、子どもや親子を対象にした様々な展覧会やワークショップ、講座を開催した。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
3	図書館	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」 「えほんの会」「こどもおはなしの会」「打出分室 こどもおはなしの会」等、年間を通じて読書行事を開催し、絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング、読書クイズを行った。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
4	市民センター	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」 7/27夏休み子どもシアター「すみっこぐらし」、9/6いいむろなおき「マイムの時間」、11/29米朝一門会、12/21「ちいさなおくりものコンサート」、3/9「名曲コンサート2025―世界巡り―」、3/29「松永貴志ジャズライブ」、5/18・7/20・9/21・11/30・3/15いきいきシネマサロン
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
5	公民館	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」 6/1美術史講座「美術における血」―殉教図から血みどろ絵まで―
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(2)情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
施策		②スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場(居場所)の確保
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	スポーツ推進課	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」 体育施設は指定管理者による管理になっており、それぞれの施設において指定管理者が創意工夫しながら施設の運営を行っている。 No.44「クラブ・プログラム・イベントの活性化【重点】」 指定管理者の自主事業により、プログラムやイベントが充実している。また、市の事業として少年少女カヌー体験教室、ファミリースポーツのつどい、ニュースポーツ体験会などを実施している。 No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」 選手・愛好者はたくさんいるが、指導者・ボランティアの確保が課題となっている。 No.53「自習室の設置(スタディールーム)」 体育館・青少年センター3階に青少年向けの自習室を設置している。 No.54「フリースペースの開放」 体育館・青少年センター3階エレベーターホールのキッズスペースと2階ロビーに設置している机・椅子を無料で開放している。
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」No.44「クラブ・プログラム・イベントの活性化【重点】」No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.54「フリースペースの開放」
2	基盤整備課 道路・公園課	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」 5公園16基の老朽化した遊具の更新を実施した。遊具選定にあたっては、近隣住民や幼稚園等にアンケートを実施し、子どもに愛着をもって公園を利用してもらえるように工夫を図った。引き続き、地元の子どもに愛着を持って遊具を利用してもらえるように遊具の更新を進めていく。 遊具の点検や補修を随時行った。
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」
3	社会教育推進課	No.45「放課後児童体験事業【重点】」 放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、7小学校の敷地内で、校庭開放事業を実施し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供した。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」
4	青少年育成課	No.45「放課後児童体験事業【重点】」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」 あしやキッズスクエアを実施し、放課後や長期休業中に、子どもたちが安全安心に過ごせる居場所づくりを行うとともに、地域、高校、大学、企業等の参画を得て、様々な体験プログラムを行った。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」

5	こども家庭・保健センター	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」No.49「子育て支援センター」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.55「ミュージックスタジオ」 小学生・中学生・高校生を対象に自習室(スタディールーム)を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。新たにまんがステーションを開設し、居場所としての魅力の向上を図った。トライやるウィークなどで積極的に中学生の受け入れを行うなど、中学生と親子の交流の場を作った。今後はもっと多くの世代との交流の場を創出できるようにする。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」No.49「子育て支援センター」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.55「ミュージックスタジオ」
6	地域福祉課	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」 「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業など子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」
7	学校支援課	No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.48「学校体育振興事業」 部活動ガイドラインに沿って実施することができた。今後は、部活動地域展開への取り組みも含め、部活動の在り方について、関係機関と協力をしながら検討していく必要がある。体育の授業については、運動することが好きな子どもの育成をめざした指導は続け、子どもの運動意欲を高め、体力・運動能力が向上するとともに幼小中で連携しながら、体力向上の指導の研究と実践に取り組んでいる。また、家庭でも実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組む。
	実施事業	No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.48「学校体育振興事業」
8	児童センター	No.50「児童センター」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」 小学生を対象に、年間9回「卓球ひろば」と「バドミントンひろば」を開設し、市内全域から多くの子どもたちが参加し、楽しく運動を通じて交流することができた。
	実施事業	No.50「児童センター」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」
9	市民参画・協働推進課	No.51「地区集会所の有効活用」 地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努めており、集会所の貸室では地域の方が地域の子どもの向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われている。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用」
10	図書館	No.54「フリースペースの開放」 施設内に飲食・談笑可能なリフレッシュコーナーや読書のできる中庭など、多様な読書や交流の場を提供している。
	実施事業	No.54「フリースペースの開放」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(3) インターネット社会に生きる子ども達への支援
施策		①情報モラル教育等の推進
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」 ICTを効果的に活用しながら子どもたちの学びをさらに充実させる取り組みについて実践研究をしている。情報活用能力の育成については、全ての教科及び教科外においても指導を続けている。また情報モラルについては、とくに1人1台タブレット端末を貸与してから、インターネット社会で主体的に生きていくために必要なモラルが身につくよう継続して指導しているところである。事例をもとに情報の利便性と危険性を考えるとともに、情報に関する自他の権利の尊重、法の理解と遵守について学んでいる。SNS等によるトラブルが増加している現状を踏まえ、研修や授業実践を行っていく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」
2	打出教育文化センター	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」 児童生徒及び指導する教職員に対して、「1人1台端末貸与に関するお知らせ」として、情報モラルや著作権についてまとめた冊子を配布した。今後も、情報活用能力の育成を念頭においた授業実践を積み上げ、どの場面でICT機器を活用することがより有効であるかなど学校教育課とも連携を取りながら研究・研修を推進していく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」No.57「情報モラルの育成【重点】」No.58「情報教育の推進」

重点目標		1豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する
取り組みの方向		(3) インターネット社会に生きる子ども達への支援
施策		②インターネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	児童センター	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」 4月から12月まで小学生の「パソコンクラブ」を実施。今後もカリキュラムの中で、インターネットの適切な利用についても指導し継続していく。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
2	公民館	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」 「サイバー攻撃、企業や病院だけじゃない、あなたのパソコンやスマホにも」神戸大学名誉教授 森井昌克氏の講演、「パソコンで広がる新たな世界へ」ACパソコンクラブの講演、アンケートにより受講生の使用状況を把握し、それに対応した活用術の講演、各回90分の講演 受講生48名 パソコンのリスク管理、パソコン活用術について受講生の理解を得ることができた。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
3	青少年愛護センター	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」 阪神南ブロック3市合同補導研修会・勉強会において、「スマホやSNSを安心して使うために知っておきたいネットのリスク」の研修を受けた。(参加者11人)
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援
施策		①若者の就労支援の強化
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	生活援護課	No.60「被保護者就労支援事業【重点】」 就労支援員(専属の会計年度職員1名)と担当職員(地区ごとのCW)が連携して生活保護受給者の就労支援・指導に取り組み、就職先の提案や就労可能な体調であるかどうかの確認など、ケースの状況に応じた自立への支援を行っている。生活保護受給中の若者のほとんどは傷病や障がいを抱えていることから即時就労支援が可能なケースは少なく、病院、障がい相談、社会福祉協議会等との関係機関と連携し、一つずつ課題を解決しながら就労支援へと繋げていく必要がある。
	実施事業	No.60「被保護者就労支援事業【重点】」
2	地域経済振興課	No.61「就労支援事業」 ハローワーク、地域若者サポートステーション等のチラシやポスターを設置・掲示し、就労に繋がる広報を行った。市独自での就労体験やセミナー開催が難しいため、今後も他の機関が実施する事業を積極的に広報する。
	実施事業	No.61「就労支援事業」
3	人権・男女共生課	No.62「チャレンジ相談」 兵庫県と共催で、相談員が就業や起業、地域活動などにチャレンジしようとする女性に助言等を行うチャレンジ相談を4回開催した。 No.63「就労支援パソコン講座」 また、就労等につながるスキルアップ講座として「女性のためのパソコンスキルアップ講座【Excel中級】」や「もっと知りたいInstagram活用術」などを開催した。
	実施事業	No.62「チャレンジ相談」No.63「就労支援パソコン講座」
4	こども政策課	No.64「母子・父子自立支援プログラム策定事業」 母子・父子自立支援員が、ハローワークや関係機関と連携を取りながら情報提供を行った。
	実施事業	No.64「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(1) 困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援
施策		②子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」 令和6年3月に市立中学校を卒業した生徒の進学先105校に進路追跡調査票を送付し、情報収集を実施した。 No.66「若者相談センター『アサガオ』の周知【重点】」 ホームページ、広報誌に『アサガオ』について掲載し、セミナー、親の会、キ・テ・ミ・ル・会の周知。成人式、市内3中学校の卒業式に『アサガオ』の名刺サイズのカードを配布。また、関係する諸会議でも資料配布を実施した。 No.67「地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】」 青少年育成愛護委員会との連携を取り、地域の見守り活動について情報を共有している。 No.75「若者相談センター『アサガオ』の充実」 『アサガオ』と連携し、情報共有を定期的に行うことで、相談業務の充実を図っている。 No.76「若者支援の実態把握」 青少年育成愛護委員会と連携し、パトロールや見守り活動について実態を把握している。 No.77「青少年愛護センターの相談」 随時相談受付を実施。
	実施事業	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」No.66「若者相談センター『アサガオ』の周知【重点】」No.67「地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】」No.75「若者相談センター『アサガオ』の充実」No.76「若者支援の実態把握」No.77「青少年愛護センターの相談」
2	生活援護課	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」 進学を控えている保護受給者に対し、進路に対する相談支援を行っている。特に大学進学を希望する世帯へは社会福祉協議会の教育資金貸付等を案内するとともに、進学が世帯自立の助長となるよう保護の制度についても改めて説明し、理解を求めた。進学しても不登校になる世帯や退学してしまう世帯があるため、関係機関と情報共有しながら連携して支援を行う。また、CWが親とだけではなく進学した子どもとできるだけ直接話をするすることで、学校生活、部活動の有無、生活環境などについても随時確認していく必要がある。
	実施事業	No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」
3	地域福祉課	No.68「福祉の総合相談窓口【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」 福祉センター総合相談連絡会において、ケースの検討や、自立相談支援機関を含む各機関の機能の共有を図り、連携体制を強化した。 また、様々な支援会議等を通じ、支援者の資質・対応力向上を図った。
	実施事業	No.68「福祉の総合相談窓口【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」

4	学校支援課	No.69「進路指導の推進事業」No.70「幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の連携強化」No.71「キャリア教育の充実」No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談」No.73「スクールカウンセラー、保健室の活用」No.74「生徒指導連絡協議会」 児童生徒や保護者、教員が相談できるよう拠点校6校（連携校5校）に6人のスクールカウンセラーが配置された。生徒指導・不登校連絡協議会では、学校と関係機関が集まり、事案に対して早期対応できるように情報共有を行っている。今後も、関係機関とも連携しながら児童生徒の状況について、意見交換・情報交換を行っていく。
	実施事業	No.69「進路指導の推進事業」No.70「幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との学校間の連携強化」No.71「キャリア教育の充実」No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談」No.73「スクールカウンセラー、保健室の活用」No.74「生徒指導連絡協議会」
5	人権・男女共生課	No.78「女性のための悩み相談」 女性の悩み相談として、女性の抱える生きづらさや悩みの相談を受ける「心の悩み相談（女性相談員：フェミニストカウンセラー）」と、離婚・養育費・相続などの夫婦・親族間の相談を受ける「家事相談（女性相談員：元家庭裁判所調停委員）」を毎月実施した。より多くの相談者の悩みに寄り添えるよう、継続的に相談窓口の周知を行っていく必要がある。
	実施事業	No.78「女性のための悩み相談」
6	子育て支援センター	No.79「家庭児童相談【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」 こども家庭・保健センターでは、保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図り、特に妊娠期からの支援として子育て世代包括支援センターと一体的に支援を行ってきた。子どもと取り巻く環境の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
	実施事業	No.79「家庭児童相談【重点】」No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」
7	市民参画・協働推進課	No.80「市民相談窓口」 こころの整理相談では、家族関係や結婚問題、就職や失業、職場での人間関係といった仕事関係の悩み、健康上の問題など様々な悩みについて、精神保健福祉士・公認心理師の資格を有する相談員が本人や家族から丁寧に相談をお聞きし、気持ちの立て直しを図れるよう、専門的な見地から助言を行い、必要に応じて適切な相談先や関係機関を案内した。若者世代の相談は増加傾向にあり、継続して実施していく必要がある。
	実施事業	No.80「市民相談窓口」
8	地域経済振興課	No.81「労働相談」 社会保険労務士による無料労働相談を月に1回実施し、9件の相談を受け付けた。若年層の利用が少ないため周知の方法が課題である。
	実施事業	No.81「労働相談」
9	人事課	No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」 行政課題に対応するための研修として、ヤングケアラーをテーマとした職員人権研修や自殺予防対策研修を所管課により実施した。今後も多様で複雑な課題への対応力を養うため、職員の資質や対応力の向上を図るための研修を充実させる。
	実施事業	No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」
10	打出教育文化センター	No.83「教育相談」 学校教育部の教育相談体制を見直し、教育相談の窓口を学校支援課にしたため、令和3年4月1日より打出教育文化センターの不登校・友人関係等の教育相談業務を廃止した。
	実施事業	No.83「教育相談」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策		①いじめ防止の推進
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども政策課	No.84『『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進』 民生児童委員協議会、青少年愛護委員会、PTA協議会の代表者が出席するいじめ問題対策連絡協議会で、各組織の活動状況やこどもたちの様子について委員から報告いただき、情報共有を図った。啓発事業としては、令和6年10月17日から10月23日の期間をいじめ防止週間として策定し、市内の小・中学校に過去の受賞作品のロゴマークを用いたのぼり旗を設置した。また、市内小・中学校全生徒へいじめ防止の啓発チラシを配布。市内小学1年生および中学1年生へは、啓発シールも配布した。児童生徒の興味関心を引き出し、いじめ防止の意識を高められるような取組の検討や手法の見直しが課題である。
	実施事業	No.84『『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進』
2	学校支援課	No.84『『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進』 いじめ問題対策審議会を3回実施。各校のいじめアンケートの結果やいじめ事案について協議した。学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、臨床心理士のそれぞれの立場から意見をいただき、毎月開催される生徒指導・不登校連絡協議会で情報共有することができた。今後、各学校で問題行動の未然防止に努め、事案発生時に対して、適切な対応がとれるように学校と教育委員会が連携して取り組んでいきたい。
	実施事業	No.84『『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進』

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策		②不登校・ニート・ひきこもり支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	打出教育文化センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」 教育研究部会の指定研究部会として「子どものWell-Being向上部会」を立ち上げ、市内小中学校の実態・実践の交流を行うことができた。主には発達支持的生徒指導について考え、子どもたちが通いやすい学校・学級を形成するための具体的な方法や考え方について学ぶ機会となった。今後も、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」
2	学校支援課	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.88「適応教室「のびのび学級」 のびのび学級の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。のびのび学級が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校への校内サポートルームでの活動に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。また、PEACEサポーター対象にも年3回研修会を行い、児童生徒の関わり方について、困りごとなどを共有し、実践に活かすことができた。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.88「適応教室「のびのび学級」
3	青少年愛護センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」 『アサガオ』と定期的に連絡会を開催することにより、情報共有を行い、不登校問題への相談窓口として適切な対応ができるよう連携している。 No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」 『アサガオ』主催のセミナー、親の会、キ・テ・ミ・ル会を開催。 No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」 『アサガオ』より相談者の希望と同意があった場合にアウトリーチを実施。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策		③障がいのある子ども・若者への特別支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	ほいく課 こども政策課	No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.91「早期療育訓練の実施」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」 年3回のブロック別研修会、全体研修として実践報告会を実施した。市立・私立の就学前教育・保育施設の職員が参加し、研修講師の指導、助言を受けつつ、配慮を必要とする子どもたちへの支援の方法について学び、所園の状況についての情報共有により、質の向上に努めた。実践報告会では、各施設の取組内容をまとめた冊子をもとに職員が発表を行い、研修講師より講評、指導、助言を受けた。(ほいく課) 乳幼児健診等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、基本的生活習慣と集団適応を身に付けるため、すすく学級にて保育と訓練及び、総合的な支援を行った。今後も早期療育に努めていきたい。(こども政策課)
	実施事業	No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.91「早期療育訓練の実施」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
2	保健安全・特別支援教育課	No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」 特別な支援が必要な子どもが個別のニーズに応じた教育を受けられるよう、個別の指導計画や個別的教育支援計画、個別の年間指導計画等の個に応じたカリキュラムの作成と活用を促進するため、保育・授業研究や研修会を通じて、教材の工夫や支援の方法、合理的配慮の実践事例等の交流を図り、教職員の専門性を高める研修の充実を図った。 No.90「特別支援教育センターの相談【重点】」 特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、教育相談や発達検査、カンファレンス等を行い、家庭や学校園での支援方法についての方向性を協議した。今後も引き続き、専門指導員の確保を行い、相談に対して迅速に対応できる体制を構築していく必要がある。(合理的配慮コーディネーターと専門指導員による行動観察等411件、保護者等教育相談支援91件、幼小中学校園教員支援43件、発達検査・カンファレンス等63件を実施した。) No.93「療育支援相談事業」他機関との連携の場として今後も継続が必要。 No.95「サポートファイルの普及・啓発」就学に向けての資料の一部をサポートファイルより提出いただいている。
	実施事業	No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.90「特別支援教育センターの相談【重点】」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
3	障がい福祉課	No.92「障がい児機能訓練事業」 心身の発達やことばに心配のある子どもへ訓練を実施した。訓練の申込みは継続的にニーズがあり待機期間が生じており、対応が必要となっている。機能訓練を実施している近隣市の実施状況の調査結果を元に、必要な対応について引き続き検討する。 No.93「療育支援相談事業」 療育支援相談は障がいの軽減だけでなく保護者の負担軽減、幼稚園・小学校との連携の場となっている。 No.95「サポートファイルの普及・啓発」 ペアレント・トレーニングの講座において、サポートファイルの書き方・活用方法を保護者に説明した。保護者と支援者の連絡体制の構築を図り、途切れない支援を行えるよう、引き続き普及・啓発に取り組む。
	実施事業	No.92「障がい児機能訓練事業」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」

4	こども家庭・保健センター	No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」 療育支援相談事業に参加し、各関係機関と連携を行っている。また、随時、サポートファイルの普及・啓発を実施している。
	実施事業	No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
5	市立芦屋病院	No.94「学習支援外来による医療支援」 文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及び言語聴覚士が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行っている。令和6年度は463 件、前年度(807件)比42.6%減少した。他府県からも含め新規の受診希望も多いが、受け入れ数が限られるため、年度途中から新規の受け入れができない状況であった。
	実施事業	No.94「学習支援外来による医療支援」
6	スポーツ推進課	No.96「初心者対象の『障がい者スポーツ教室』」No.97「障がい者スポーツ推進組織」 社会福祉協議会主催のしょうがい者交流ひろばに障がい者スポーツ指導者を派遣し、ボッチャ教室を開催している。 第2期スポーツ推進実施計画に基づいて、障がい者スポーツ事業に取り組んでいる。
	実施事業	No.96「初心者対象の『障がい者スポーツ教室』」No.97「障がい者スポーツ推進組織」
7	地域経済振興課	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)」 特別支援学校の高校生2年生対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。成年年齢引下げに伴い若者の消費者トラブル増加が懸念されるので、継続して出前講座などを通じて啓発していく必要がある。
	実施事業	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策		④外国にルーツをもつ人等、特に配慮が必要な子ども・若者の支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校支援課	No.99「日本語指導支援ボランティア」No.100「市立学校における外国人児童生徒に対する支援事業」 支援員が配置されている学校については、放課後等に外国にルーツのある児童生徒への学習支援を継続して行った。支援員が配置されていない学校については、ボランティアを派遣し、学習支援を行った。外国にルーツのある児童生徒は増加しており、多くの学校で支援を必要としている。日本語指導ができる人材の確保をしていく必要がある。
	実施事業	No.99「日本語指導支援ボランティア」No.100「市立学校における外国人児童生徒に対する支援事業」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(2) 子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策		⑤児童虐待防止対策の充実
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て支援センター	No.79「家庭児童相談【重点】(再掲)」No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)」 子ども家庭支援員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じるとともに、養育支援を必要とする家庭の早期把握や、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行った。引き続き子ども家庭支援員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じるとともに、日頃から相談しやすい体制づくりを行う。また、関係機関との連携を強化し、養育支援を必要とする家庭の早期把握や、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行う。
	実施事業	No.79「家庭児童相談【重点】(再掲)」No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)」
2	学校支援課	No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談(再掲)」 児童生徒やその保護者を対象に不登校等について、電話や面談による相談を実施した。各種相談機関の連携をさらに密にし、児童生徒の支援に生かしていきたい。
	実施事業	No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談(再掲)」
3	打出教育文化センター	No.83「教育相談(再掲)」 学校教育部の教育相談体制を見直し、教育相談の窓口を学校支援課にしたため、令和3年4月1日より打出教育文化センターの不登校・友人関係等の教育相談業務を廃止した。
	実施事業	No.83「教育相談(再掲)」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(3)家庭環境を下支えする方策の展開
施策		①経済的課題への支援
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	No.102「生活困窮者自立支援制度【重点】」 重層的支援体制整備事業の実施による包括的支援体制構築に向け、関係各課や関係機関と検討会を行い、課題整理や解決策について協議のうえ、実施計画を改訂した。また、庁内関係課及び関係機関等に継続的に研修や事業の周知を行っている。対象者が適切に支援につながるよう更なる周知・啓発と支援体制の強化が必要である。
	実施事業	No.102「生活困窮者自立支援制度【重点】」
2	管理課	No.103「奨学金事業」 県奨学給付金の単価が毎年引き上げられ、市奨学金との調整を行った。また、家計が急変した世帯への支援も行った。 No.104「就学援助費」 国の予算の引上げに伴い、補助費目の単価引上げに取り組み、家計が急変した世帯への支援も行った。 No.105「大学等入学支援基金事業」 国の「高等教育の修学支援新制度」が令和2年4月より始まったため、市大学等入学支度金との調整をしつつ事業を実施した。また令和4年度から大学等受験料支援金制度を創設し、令和6年度から給付要件を「(国の高等教育の修学支援新制度)第Ⅰ区分のみ」から「第Ⅰ区分～第Ⅲ区分まで」に拡充した。
	実施事業	No.103「奨学金事業」No.104「就学援助費」No.105「大学等入学支援基金事業」
3	生活援護課	No.106「生活保護法施行事務」 通常的生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費の算定はもちろん、世帯の状況に応じた保護費を算定するため、その他通学にかかる定期代や部活動費等についても案内し学校に係る費用が家計を圧迫することがないように経済的支援を行っている。今後も適切に保護費を支給できるよう、保護費算定の際のダブルチェック体制を維持する。
	実施事業	No.106「生活保護法施行事務」
4	こども政策課	No.107「交通遺児就学激励金」 案内もれや支給もれがないよう、児童扶養手当申請時のヒアリングで対象者を把握している。
	実施事業	No.107「交通遺児就学激励金」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(3)家庭環境を下支えする方策の展開
施策		②ひとり親家庭等の自立促進
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども政策課	No.108「自立支援給付金事業」 児童扶養手当の申請時、現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。毎年、一定数の訓練受講者があり正規職員としての就労に寄与することができたが、更なる資格取得のための支援に力を入れていきたい。 No.109「児童扶養手当」 母子・父子自立支援員と連携しながら案内もれや支給もれがないよう周知に努めた。支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。 No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」 ひとり親家庭の父または母及び寡婦のかたに経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能習得資金等10種類の貸付を行った。 No.111「母子・父子家庭相談」 母子・父子自立支援員が相談者の悩みを聞き取り、困難を有する状況を改善できるよう制度案内等を行い、必要に応じて関係機関に繋げた。 No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」 児童扶養手当の申請時や現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。また、母子・父子自立支援員が個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと情報連携を行いながら継続的な自立・就労支援を実施した。
	実施事業	No.108「自立支援給付金事業」No.109「児童扶養手当」No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」No.111「母子・父子家庭相談」No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」

重点目標		2困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向		(3)家庭環境を下支えする方策の展開
施策		③親として、地域の大人としての学びの場の提供
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	こども家庭・保健センター	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」 コロナ禍で参加人数の制限をかけていた参観日や、運動会、発表会の制限を緩和し、こどもの育ちを家族で共感できる機会となるようにした。今後も感染症対策を講じながら実施していく。保育システムを導入し、日中のこどもの様子を複数の家族で共有できるようにした。(ほいく課) 父親に対しても職員が積極的に話しかける等、来所し易い環境づくりを行った。催しごとをすることで、普段の利用者とは違う層にもリーチできた。引き続き幅広い親子・家族に需要のあるイベントを企画していく。(こども家庭・保健センター)
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
2	人権・男女共生課	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」 子育て中の父親を対象に、男性の積極的な家事・育児参画の促進を目的とする講座・事業を6企画12回実施した。アンケート結果では講座内容に対する満足度がいずれも高く、事業に参加する父親同士の交流も促すことができた。今後も引き続き、父親が家庭での育児・家事に関わる機会が増えるきっかけとなるような講座やイベントを企画し、父親同士の交流の機会も提供する必要がある。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
3	こども家庭・保健センター	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」 ブレおや教室は、父親も参加できるように土曜日・日曜日に開催し、参加者の増加につなげるため、Web予約を継続し、随時予約ができるようにしている。参加者アンケート結果から、実施内容への満足度は高い。父親向けの教室の希望もあることから、今後は、教室の内容変更を検討し、積極的に周知していく。また、妊娠期からの切れ目のない支援を実施していく上で、教室参加者が相談できる場として活用していく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
4	学校支援課	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」 先進的な取り組みを進める学校にて、教員対象の不登校に係る研修会を開催した。のびのび学級の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。のびのび学級が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校の校内サポートルームの活動に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」

5	打出教育文化センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）」 教育研究部会の指定研究部会として「子どものWell-Being向上部会」を立ち上げ、市内小中学校の実態・実践の交流を行うことができた。主には発達支持的生徒指導について考え、子どもたちが通いやすい学校・学級を形成するための具体的な方法や考え方について学ぶ機会となった。今後も、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）」
6	青少年愛護センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）」 『アサガオ』と定期的に連絡会を開催することにより、情報共有を行い、不登校問題への相談窓口として適切な対応ができるよう連携している。 No.86「仲間同士の支えあいの支援（再掲）」 『アサガオ』主催のセミナー、親の会、キ・テ・ミ・ル会を開催。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー（再掲）」No.86「仲間同士の支えあいの支援（再掲）」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(1)社会参加と居場所の充実
施策		①社会参加の機会の拡大
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域経済振興課	No.113「芦屋三大まつりでの交流」 秋まつりは昨年に引き続き、飲食縁日中心の公園、遊戯縁日中心の公園を用意し、幅広い年代が参加しやすいように実施した。今後も地域コミュニティの活性化のため、その時の状況に合わせ安全にイベントを実施する。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
2	市民参画・協働推進課	No.113「芦屋三大まつりでの交流」 令和6年度に第36回芦屋さくらまつりを実施した。芦屋川への転落防止柵を設置するなど、大人だけでなく子どもも安全にまつりを楽しめるよう安全対策に配慮して実施することができた。また清掃ボランティアには11名の学生が参加し、社会参加の機会となった。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
3	道路・公園課	No.113「芦屋三大まつりでの交流」 第46回芦屋サマーカーニバルは、新型コロナウイルス感染症拡大防止と雑踏対策の観点から、会場への入場を予約者のみに限定して主催団体により実施された。開催イベントに対する補助金交付の所管課であるため、安心安全なイベントとなるよう、主催団体に取り組みを求めている。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
4	青少年育成課	No.114「青少年センターでの事業」No.115「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」No.117「青少年リーダーの育成」 あしやキッズスクエアにおいて、近隣の高校、大学の学生をボランティアとして受け入れ、小学生児童との交流を図った。引き続き、学生ボランティアの受け入れを実施していく。
	実施事業	No.114「青少年センターでの事業」No.115「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」No.117「青少年リーダーの育成」
5	社会教育推進課	No.116「成人式の企画・運営」 二十歳のつどい企画チームへの支援を行い、企画・運営を二十歳のかた自ら行うことで、大人への第一歩を踏み出す機会をつくっていく。
	実施事業	No.116「成人式の企画・運営」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(1)社会参加と居場所の充実
施策		②気軽に集える居場所づくり
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て支援センター	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」No.49「子育て支援センター(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.55「ミュージックスタジオ(再掲)」 小学生・中学生・高校生を対象に自習室(スタディールーム)を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。新たにまんがステーションを開設し、居場所としての魅力の向上を図った。トライやるウィークなどで積極的に中学生の受け入れを行うなど、中学生と親子の交流の場を作った。今後はもっと多くの世代との交流の場を創出できるようにする。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」No.49「子育て支援センター(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.55「ミュージックスタジオ(再掲)」
2	地域福祉課	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」 「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業など子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」
3	児童センター	No.50「児童センター(再掲)」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」 施設内の自習室を午後1時から5時まで開設した。
	実施事業	No.50「児童センター(再掲)」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」
4	市民参画・協働推進課	No.51「地区集会所の有効活用(再掲)」 地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努めており、集会所の貸室では地域の方が地域の子どもの向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われている。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用(再掲)」
5	青少年育成課	No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」 あしやキッズスクエアを実施し、放課後や長期休業中に、子どもたちが安全安心に過ごせる居場所づくりを行った。
	実施事業	No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」

6	スポーツ推進課	No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」 体育館・青少年センター3回に自習室を設置している。 No.54「フリースペースの開放(再掲)」 3階のキッズスペースと2階のフリースペースを無料で解放している。
	実施事業	No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.54「フリースペースの開放(再掲)」
7	図書館	No.54「フリースペースの開放(再掲)」 施設内に飲食・談笑可能なリフレッシュコーナーや読書のできる中庭など、多様な読書や交流の場を提供している。
	実施事業	No.54「フリースペースの開放(再掲)」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策		① 有害環境対策
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課福祉センター係	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 敷地内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える場を提供しています。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
2	こども家庭・保健センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 母子健康手帳交付時に必要な妊娠届出書のアンケートで本人及び家族の喫煙歴を聞いており、必要時は禁煙指導を行っている。妊娠届出数456件うち本人に喫煙歴あり7人 家族に喫煙歴あり96人 妊娠中の喫煙や、受動喫煙に関しては今後もアンケートを通して指導を行い、胎児及び子どもへの健康維持に努める。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
3	児童センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 保護者を対象に授乳と離乳食をテーマにした「みんなで考える子育て講座」を実施した。今後もいろいろな視点で子どもの健康について学習し継続していく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
4	打出教育文化センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 児童生徒に1人1台学習用端末が貸与され、フィルタリング等で閲覧制限をおこなっているが、子ども達の情報モラルの向上は課題である。芦屋市情報活用能力体系表を参照しながら発達段階に応じた「情報セキュリティ・モラル」についての指導をおこなうよう働きかけ、各校で実践を積み重ねたとともに、各校の取り組みを共有した。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」

5	青少年育成課	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 放課後児童クラブやあしやキッズスクエア等を実施し、子どもたちに放課後の生活の場や居場所を提供することにより、子どもたちの健康を守る環境づくりを行った。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
6	青少年愛護センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 街頭巡視活動の見守りにより、子どもが登下校時に喫煙所等に近づくことのないような環境作りができています。 No.119「環境浄化活動」 白ポストの巡回を月1回行うとともにカラオケ店・書店・レンタルビデオ店・コンビニ・量販店・携帯電話取扱店等を年に一度訪問し、有害図書の有無を調査している。 No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 阪神南ブロック3市合同補導研修会・勉強会で「スマホやSNSを安心して使うために知っておきたいネットのリスク」の研修を受けた。(参加者11人)また、青少年育成愛護委員研修会で地域経済振興課の出前講座を利用して「子ども(若者)の周りには危険がいっぱい!!一親子で学ぼう安全安心な消費生活へ向けてー」の研修を実施した(参加者125名) No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」 青少年育成愛護委員会と連携し、有害環境調査を行っている。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」No.119「環境浄化活動」No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」
7	公民館	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 施設内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える環境づくりに努めています。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
8	図書館	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 返却された絵本の表紙は1冊ずつアルコール消毒を行い、行事を開催する際は、適切に換気等を行うなど感染対策に努めた。また、飛沫防止の亚克力板や、本館と大原分室に図書除菌機を設置し、感染予防策を強化した。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
9	地域経済振興課	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)(再掲)」 特別支援学校の高校生2年生を対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。成年年齢引き下げに伴う若者の消費生活トラブル防止の啓発として、市内の5校の高校生2、3年生に啓発チラシを配布し(2270部)、そのうち1校ではNPO法人による出前講座も実施した。また、成人式会場で配布する資料の中に、若者が遭いやすい契約トラブル事例を掲載した啓発資料を同封し、啓発を行った。(543部)今後も啓発チラシの配布や出前講座の実施など若者の消費者トラブル防止の取組を行う必要がある。
	実施事業	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)(再掲)」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策		② 犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	No.122「青少年育成愛護委員街頭巡視活動」 青少年育成愛護委員会により、街頭巡視活動を継続して行った。
	実施事業	No.122「青少年育成愛護委員街頭巡視活動」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策		③ 地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	No.123「協働で課題を解決する取り組みの推進【重点】」No.125「民生委員・児童委員による相談支援」No.126「保護司会等関係団体との連絡会」No.127「芦屋市地域福祉推進協議会」 支援対象の本人を含む、世帯に寄り添い支援を継続する中で、虐待ケースに係る会議において、若者のニーズの把握に努めた。関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを更に進める必要がある。毎年相談支援のスキルアップのため民生委員・児童委員に対する研修を行っており、ケース検討の実施や福祉を高める運動研究会を開催した。”社会を明るくする運動”において、令和6年度はシンポジウムを開催し、芦屋市保護司会、更生保護女性会、神戸保護観察所等の関係者とグループディスカッションを行った。
	実施事業	No.123「協働で課題を解決する取り組みの推進【重点】」No.125「民生委員・児童委員による相談支援」No.126「保護司会等関係団体との連絡会」No.127「芦屋市地域福祉推進協議会」
2	こども家庭・保健センター	No.124「子育て世代包括支援センター(新規)【重点】」 妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするため、妊婦に対して電話相談を増やした。その中で、妊婦やパートナーに対して遊び場を案内し、育児の準備性を高める支援を行った。また、遊び場事業に定期的に参加し、気軽に相談できる機会を設けた。 相談件数 460件
	実施事業	No.124「子育て世代包括支援センター(新規)【重点】」
3	子育て支援センター	No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)(再掲)」 要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携して組織的に対応し、養育支援を必要とする家庭への対応を行った。今後も引き続き関係機関との調整や情報共有など、予防的な活動に積極的に行っていく。
	実施事業	No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)(再掲)」
4	市民参画・協働推進課	No.128「自治会活動への支援」No.135「あしや市民活動センター」 自治会のイベントや清掃活動に対して補助金を交付し、コミュニティ活動の活性化を図った。あしや市民活動センターでは、177回の事業に合計3,352人が参加し、子どもや若者が参加し易い事業も多く企画された。今後も継続してイベントの実施を行っていく。
	実施事業	No.128「自治会活動への支援」No.135「あしや市民活動センター」
5	児童センター	No.129「育児サポートルーム」 育児支援事業として、子どもの発達支援および保護者への相談サポートができる場所でもある「サポートルーム」を開設。今後も継続していく。
	実施事業	No.129「育児サポートルーム」

6	青少年育成課	No.130「子ども会連絡協議会への支援」 芦屋市子ども会連絡協議会へ助成し、バス旅行や子どもみこしなどの行事を実施することで、地域間交流、世代間交流を活性化することができた。
	実施事業	No.130「子ども会連絡協議会への支援」
7	社会教育推進課	No.131「コミュニティ・スクールへの支援」 活動助成金の交付や活動に対する助言を行うなど、コミュニティ・スクールを支援することができた。今後も支援を継続する必要がある。
	実施事業	No.131「コミュニティ・スクールへの支援」
8	道路・公園課	No.132「地域主体の防犯活動」 地域のまちづくり防犯グループが相互の情報交換等を行うまちづくり防犯グループ連絡協議会全体会を2回開催し、芦屋警察や本市と包括連携協定を締結する民間企業を講師として招き、防犯意識の向上を図った。地域や個人でできる防犯の取組みや地域安全マップを活用した各地域における見守り・防犯活動についてグループワークを実施した。 その他、申請のあったまちづくり防犯グループに対し、まちづくり防犯グループ育成事業補助金を支給することにより、子どもの見守り活動の促進に努めている(令和6年度の育成事業補助金交付は21団体)。まちづくり防犯グループの高齢化が進んでおり、若い世代への活動の継承が課題となっている。 No.133「生活安全推進連絡会」 今年度は幹事会を2回、全体会を1回、子ども・高齢者分科会(合同開催)を1回開催した。本事業については、継続することが肝要であり、今後も継続して実施する必要がある。 No.134「地域あいさつ運動の推進」 まちづくり防犯グループ連絡協議会において、積極的に活動しているまちづくり防犯グループの活動事例を共有することにより、子どもへの声掛けや挨拶運動を促進した。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.133「生活安全推進連絡会」No.134「地域あいさつ運動の推進」
9	青少年愛護センター	No.132「地域主体の防犯活動」 青少年育成愛護委員会が見守りパトロールを実施している。 No.134「地域あいさつ運動の推進」 青少年育成愛護委員会があいさつ運動を実施している。 No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」 青少年育成愛護協会が街頭巡視活動、研修会、施設見学会を実施している。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.134「地域あいさつ運動の推進」No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」
10	学校支援課	No.134「地域あいさつ運動の推進」 毎朝の登校指導で教職員が子どもたちに朝のあいさつ等を実施。また、校内外を問わず、保護者や地域の方々、ゲストティーチャーに対してあいさつをするなどマナー指導を実施。
	実施事業	No.134「地域あいさつ運動の推進」

重点目標		3子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向		(2) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり
施策		④ 苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	No.137「関係機関等との連携強化」 青少年育成愛護委員会、若者相談センター『アサガオ』等、関係機関との連絡会を定期的に行っている。
	実施事業	No.137「関係機関等との連携強化」